## 7．JEAS 研究部会・活動の紹介

(社)日本環境アセスメント協会・研究部会

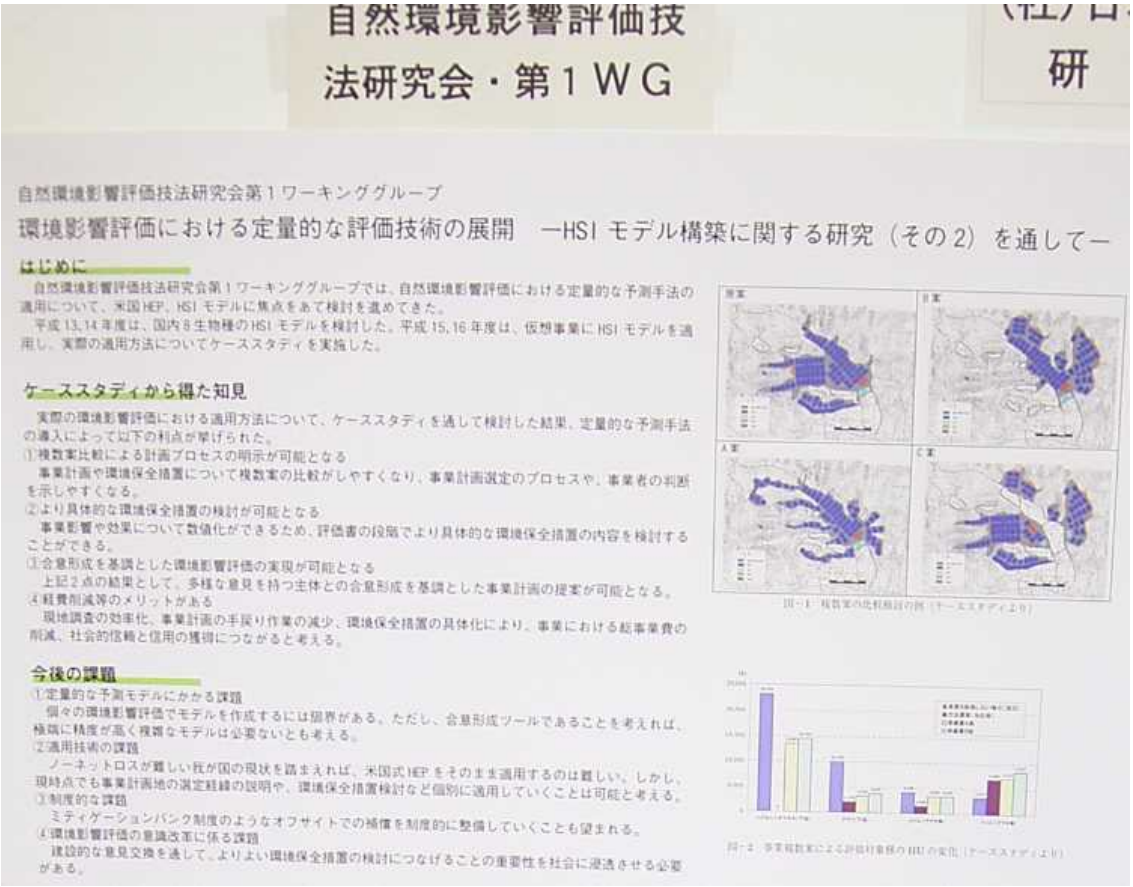

部　会
自然環境影響評価技
法研究会・第２ＷＧ
～ロジスティック回帰分析を用いた
アカガエル類の産卵環境の予測～

条例アセス研究会
地方自治体における環境影響評価
方法書への改善提言
条例アセス研究会

# コミュニケーション
# 技　法　研　究　会

## コミュニケーターのすすめ

新領域研究会

**環境アセスメントにおけるコミュニケーション**

- 環境アセスメントの過程で利害関係者が対立し紛争化する要因の一つとして、適切なコミュニケーションが図られていないことが挙げられる。
- 日本において、環境アセスメントの「方法・評価」を説明する技術書は多いが、コミュニケーションプロセスをアプローチし解説する技術書は少ない。
- また、コミュニケーションに係る業務は、事業者によって明確に認識されておらず、適正な費用が計上できていない場合が多い。
- 戦略的環境アセスメント（SEA）の導入に伴い、事業の構想段階からのコミュニケーションの実施が必要となる。
- 構想段階では、環境を含む広範な利害に関係するコミュニケーションが本来必要である。

**コミュニケーターとは？**

- コミュニケーターとは、事業が進捗されていく中で、「望ましい意思決定」を「社会的合意形成」に導くことを目的として、ステークホルダー間に効果的なコミュニケーションを実現するために、第三者的に介在する人もしくはグループである。（コミュニケーション技法研究会、平成11年度報告書より）
- 米国では、利害関係者間の意思疎通を目的としたメディエーターという職業が成立している。公害紛争解決の事例では、コミュニケーターの介在により、87％が合意に達している（紛争合意を含む）。コストも利害関係者が合意する前提が 81％、コミュニケーターの存在が重要と回答したのが、合意形成された場合 94％。未形成でも 80％と報告されている。（コンセンサス・ビルディング研究報告書）
- アセスメントの過程で利害関係者対立・コンフリクトする要因の一つとして、コミュニケーションが記載されている。（コミュニケーション技法研究会　平成13年度報告書より）

**コミュニケーターの役割**

- コミュニケーターの役割
  - 環境アセスメントにおけるコミュニケーターは、利害関係者間の相互理解の向上（お互い考え方を理解する）に貢献する「**利害インターブリター型**」や利害関係者間の意思疎通を目的とする「**メディエーター型**」が望ましい。
- コミュニケーションの時に著し著明
  - コミュニケーションは事業者のみに依頼から脱皮することが望ましい。
  - また、コミュニケーターは、「中立性」、事業および環境の専門性に加えて「**コミュニケーション計画**」を立案し、効果的なコミュニケーションを図れるような力量を発揮する。
- 説明・協議に代表されるコミュニケーション手法の活用
  - コミュニケーションは、事業（計画）段階・協議に対して適切に行われるようにする必要がある。
  - 事業・計画の「それぞれの段階（場面）」に応じて、手法を行うことが「説明」「説明機会」「協議会」等

環境アセスメントにおけるコミュニケーターの機能

「意思決定」のいずれかであるか、複数の組み合わせかを適切に把握する。

- 適切なコミュニケーションのためには、それぞれの場面に応じて複数のコミュニケーターおよびコミュニケーター以外の専門家の協力・支援が必要となる場合があり、したがってコミュニケーターは仲介者（ハブ）を設ける。
- コンフリクトの解消
  - コミュニケーション活動の過程で利害関係者間の意思の疎通が図られず、コミュニケーション活動も滞る場合が考えられる。
  - このようなコンフリクトの解消におけるコミュニケーターの役割は、利害関係者間の相談・協議の場の提供であり、中立の立場でその役割の発揮である。
- 記録の保存
  - コミュニケーターは、個人情報や機密事項以外の一連のコミュニケーション活動を記録する。ケースごとのような方法で、何が、何まったのか。

**コミュニケーター実施のために「社会的認知」**

- コミュニケーターの中立性
  - コミュニケーターは事業者・利害関係者・住民のいずれかの立場であることが望ましく、いずれの側にも与しない姿勢が必要である。
  - 中立性を担保する要件の一つは報酬制度である。国家ベース的、中立的な組織・団体が運営する専門家のようなシステム等が考えられる。
  - コミュニケーターの社会に認知されるための資格（人）の確保が必要である。
- コミュニケーターの教育・育成
  - 人材教育・育成プログラム学習機会等の社会的システムが必要。
  - コミュニケーターが備える技能・機能によって、専門家が担う中立性を保持する能力等を明確にした教育が必要である。
- コミュニケーターの実績
  - コミュニケーターの実績は、利害関係者間の利害調整・合意形成に対するコミュニケーション実施事例に対するものである。

**コミュニケーター業務（実施）指針**　準備中

- コミュニケーターは、事業および計画に対する環境影響に関する関係者間の相互の理解に寄与する。
- コミュニケーター倫理
  - 説明責任：コミュニケーターが関係者の場合は、関係者間の合意の形成ではなく、当面における関係者間の疑惑と事業の方向性を説明に対することである。そのため、情報の適切な開示と説明責任を果たさなければならない。
  - 中立性保持：コミュニケーターは特定の立場をとるような発言をしてはならない。中立性とは特定の利害関係者のどちらか一方に偏ってもならないことである。
  - 秘密の保持：コミュニケーターは、関係者の利益を保護するために得た業務遂行上知り得た情報を自己利益のために利用してはならない。また、職務上知り得た情報、秘密事項を他に洩らしてはならない。

コミュニケーターは、事業関係者において最適の業務を遂行するために、ルールの遵守（法律・行政手続）に対する（理解する）。必要な知識・技術とは、環境アセスメントおよび環境全般に関連していること。コミュニケーションに関する知識、これらを理解していることが望ましい。また倫理的な指針（ルール）に関する。

コミュニケーターは、「法規」を有することを専門的に心がけてはならない。その点には環境行政（地方自治体、国）・関係の第一の専門家の利用を図ること。